

檜葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 6,411	千円 11,818,160	千円 363,681	千円 902,298	% 7.63	% 7.79

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 109	千円 349,667	千円 55,966	千円 149,175	千円 554,808

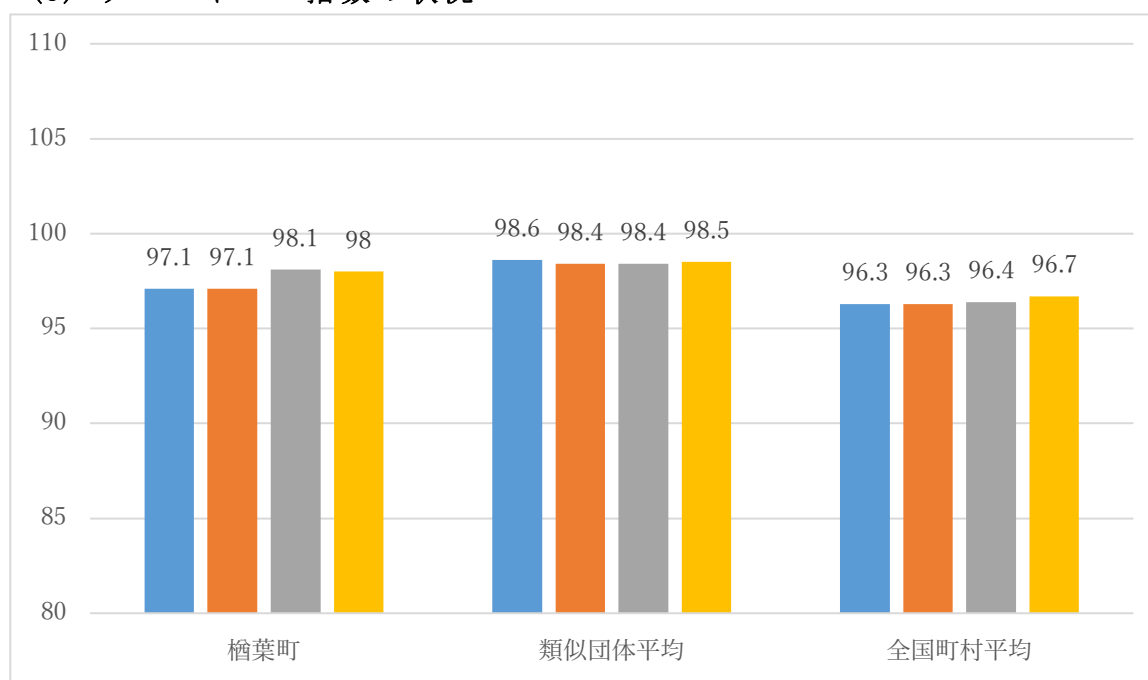
(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,090	千円 5,840

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(青色：令和3年4月1日 / 赤色：令和4年4月1日 / 灰色：令和6年4月1日 / 黄色：令和7年4月1日)

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	円 386,590	円 360,846	25,744円 (6.66%)	% 2.97	% 2.97	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	40.9歳	329,313円	398,540円	360,846円
福島県	42.7歳	335,600円	417,259円	366,537円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.9歳	314,625円	367,764円	344,789円

②技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	42.5歳	315,367円	357,766円
福島県	45.3歳	381,000円	421,381円
類似団体	41.5歳	305,833円	346,297円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		檜葉町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	224,600円	230,300円	220,000円
	高 校 卒	191,300円	198,000円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	215,800円	196,900円	—
	中 学 卒	203,500円	189,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

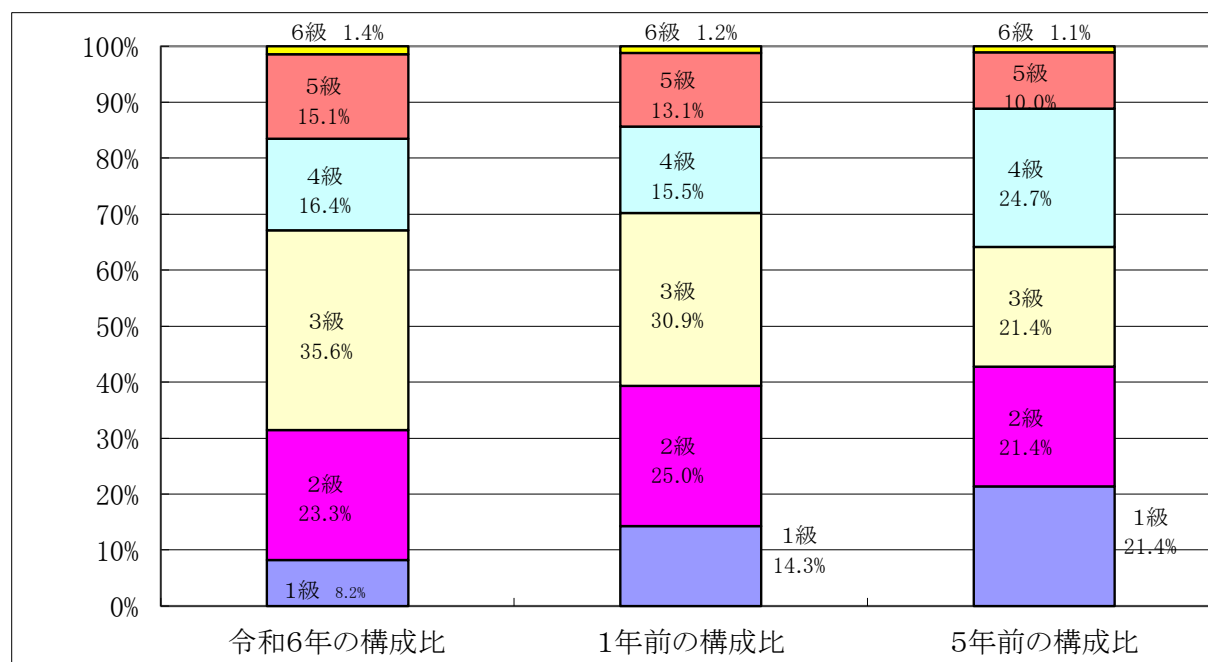
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	304,800円	389,600円	409,317円	424,650円
	高 校 卒	275,900円	379,100円	404,800円	415,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

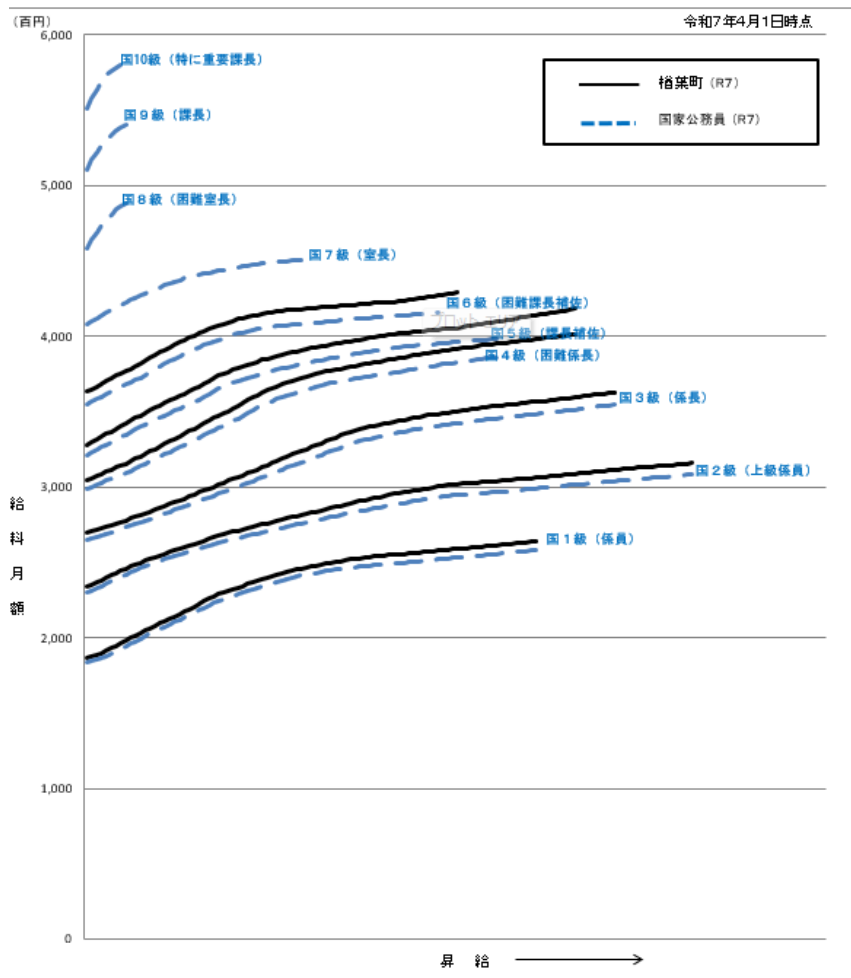
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	8 人	7.4 %	186,700円	263,900円
2 級	主 査	19 人	17.6 %	234,000円	315,900円
3 級	主任主査・係長	41 人	38.0 %	269,700円	362,800円
4 級	主 幹・課長補佐	22 人	20.4 %	304,300円	401,400円
5 級	課 長	16 人	14.8 %	328,200円	418,300円
6 級	参 事	2 人	1.9 %	363,300円	429,200円

- (注) 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 令和19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（檜葉町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜葉町	福島県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,369千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,760千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（○○市区町村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

檜葉町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 調整率 83.7/100
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 8,792千円	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			85千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			5,667円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			13.9%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税務事務従事職員 の手当	右記業務に従事 した職員	滞納者に対する税の 徴収、申告及び家屋 調査事務に従事した とき	60.5千円	日額500円
防疫作業に従事す る職員の手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業に従 事したとき	0千円	1回当たり 1,000円
防疫作業に従事す る職員の手当	右記業務に従事 した職員	家畜伝染病作業に従 事したとき	0千円	日額500円
結核性疾患者の指 導業務に従事する 保健師の手当	右記業務に従事 した職員	保健師が結核性疾患 者の指導業務に従事 したとき	0千円	日額500円
用地交渉に従事す る職員の手当	右記業務に従事 した職員	用地交渉に従事した とき	13.5千円	日額500円
狂犬病予防注射、 野犬狩及び死犬等 処理に従事する職 員の勤務手当	右記業務に従事 した職員	狂犬病予防注射、野 犬狩及び死犬等処理 に従事したとき	5.5千円	日額500円
病虫害防除に従事 する職員の手当	右記業務に従事 した職員	病虫害防除に従事し たとき	0千円	日額500円
死体取扱業務に従 事する職員の手当	右記業務に従事 した職員	死体取扱業務に従事 したとき	0千円	1回当たり 3,000円
滞納者に対する保 険料及び使用料徴 収事務に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	滞納者に対する保険 料及び使用料徴収事 務に従事したとき	0千円	日額500円
原子力災害時の立 入調査等に従事す る職員の手当	右記業務に従事 した職員	原子力災害時の立入 調査等に従事したと き	0千円	日額3,000円
福島第一原子力発 電所の事故に伴う 警戒区域において 災害応急作業等に 従事する職員の手 当	右記業務に従事 した職員	福島第一原子力発電 所の事故に伴う警戒 区域において災害応 急作業に従事したと き	0千円	1回あたり 2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	26,107千円
職員１人当たり平均支給額 （６年度決算）	240千円
支給実績（５年度決算）	24,844千円
職員１人当たり平均支給額 （５年度決算）	302千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(8) その他の手当（７年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （６年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （６年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 、子10,000円 配偶者・子以外 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ	－	9,952千円	216,348円
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を 超える家賃を支 払っている職員 が対象。支給額 上限28,000円。	異なる	－	2,472千円	274,667円
通勤手当	<交通機関利用 者> 64,000円まで全 額支給。64,000 円を超える場合 は64,000円にそ の超える額の 1/2を加算した 額。 <自動車等の使 用者> 片道2km以上の 通勤距離に応じ て70,600円を上 限に支給。	異なる	－	10,309千円	127,272円
管理職手当	管理または監督 の地位にある職 員に対して支給 35,000円	異なる	支給額等	5,460千円	420,000円
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時 または緊急の必 要その他の公務 の運営の必要に	異なる	支給額等	123千円	20,500円

	より週休日及び 年末年始の休日 等に勤務したと きに支給 ・6,000円 (勤務時間が6 時間を超える場 合は9,000円)				
宿日直手当	宿日直を命じら れた職員に支給 1回につき5,600 円 (勤務時間が5 時間未満の場合 は2,800円)	異なる	支給額等	1,366千円	12,477円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	町長	778,000円 (778,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 850,000円／505,800円
	副町長	617,000円 (617,000円)	710,000円／495,000円
報 酬	議 長	296,000円 (296,000円)	375,000円／210,000円
	副 議 長	254,000円 (254,000円)	307,000円／188,000円
	議 員	238,000円 (238,000円)	286,000円／165,000円
期 末 手 当	町長 副町長	(6年度支給割合) 3.35月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額) (支給時期)
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

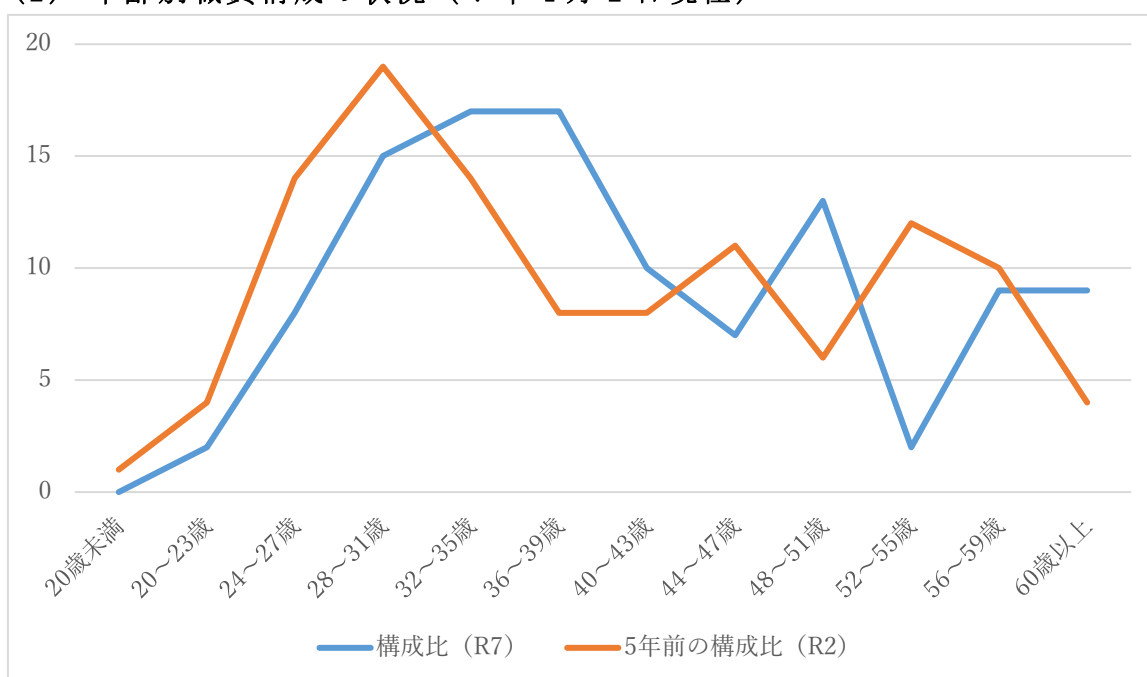
(各年4月1日現在)

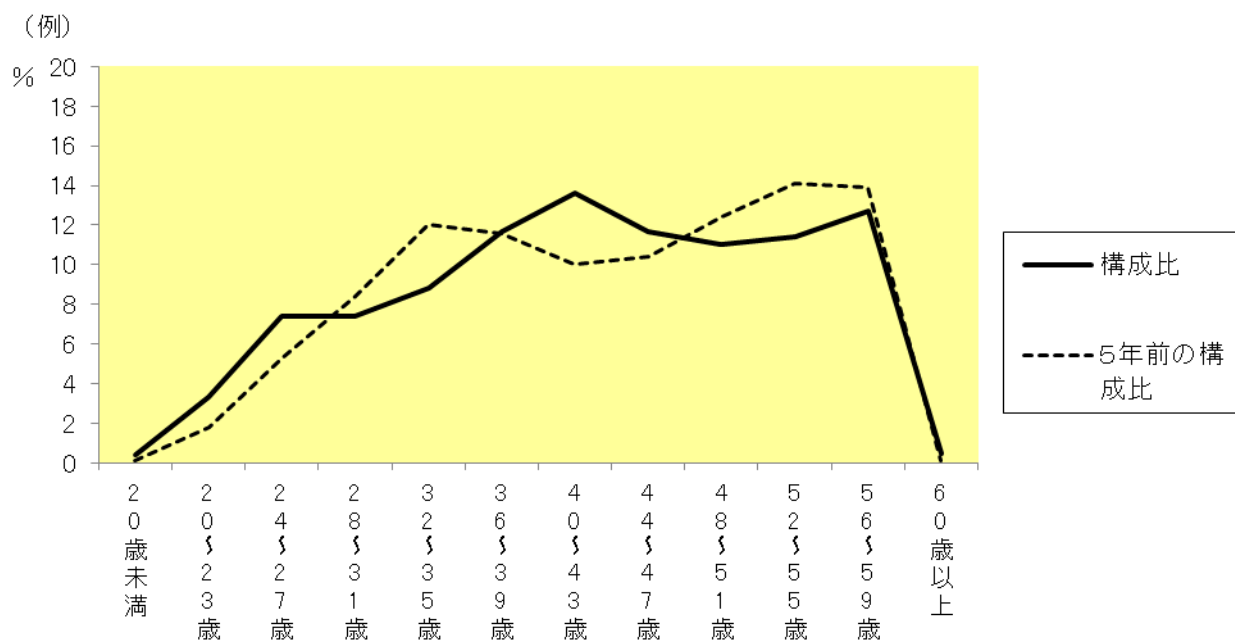
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務 / 企 画	33	35	2	配 置 職 員 の 見 直 し
		税 務	4	5	1	配 置 職 員 の 見 直 し
		労 働	-	-		
		農 林 水 産	8	7	▲ 1	配 置 職 員 の 見 直 し
		商 工	4	4		
		土 木	8	7	▲ 1	配 置 職 員 の 見 直 し
民 生		17	19	2	配 置 職 員 の 見 直 し	
衛 生	7	7				
	計	83	86	3	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 144. 41 人)	
	教 育 部 門	16	15	▲ 1	配 置 職 員 の 見 直 し	
	消 防 部 門	-				
	小 計	99	101	▲ 2	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 121. 01 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	1	2	1	配 置 職 員 の 見 直 し	
	そ の 他	5	-	▲ 5	配 置 職 員 の 見 直 し	
	小 計	6	2	▲ 4	配 置 職 員 の 見 直 し	
合 計			103	103	0	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 人
			[123]	[123]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (7年4月1日現在)





区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	8人	15人	17人	17人	10人	7人	13人	2人	9人	9人	109人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	92	92	90	83	83	86	(%)
教育	13	12	13	14	16	15	(%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	105	104	103	97	99	101	(%)
公営企業等会計計	6	7	7	6	6	2	(%)
総合計	111	111	110	103	105	103	(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 559,360	千円 80,817	千円 14,984	% 2.7	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均 1人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
6年度	人 2	千円 8,196	千円 3,601	千円 3,187	千円 14,984	千円 7,492	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜 葉 町	35.5歳	308,550円	469,228円
団 体 平 均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	団体平均
1人当たり平均支給額（6年度） 1,594千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,562千円
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	-

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（６年４月１日現在）

檜葉町	団体平均
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続２０年 19.6695月分 24.586875月分 勤続２５年 28.0395月分 33.27075月分 勤続３５年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 （割増率２～２０％）	１人当たりの平均支給額 16,826千円

（注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（６年度）	1,337千円
職員１人当たり平均支給額 （６年度決算）	669千円
支給額（５年度決算）	122千円
職員１人当たり平均支給額 （５年度決算）	61千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	支給実績 （６年度決算）	支給職員１人当たり平均 支給年額 （６年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者・子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	375千円	186千円
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限28,000円。	同じ	0千円	－
通勤手当	<交通機関利用者> 64,000円まで全額支給。64,000円を超える場合は64,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて70,600円を上限に支給。	同じ	340千円	170千円

管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 35,000円	同じ	0千円	-
管理職特別勤務	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は9,000円)	同じ	0千円	-
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合は2,800円)	同じ	50千円	-